

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (3) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (4) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対応する業種について岩手県において命ぜられた者で、申請の日から落札決定の日までの間にその処分の期間が経過していない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (6) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の申請の日から落札決定の日までの間に、町から町営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成15年11月25日付け一総第317号助役依命通達。以下「措置基準」という。）又は県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 措置基準に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請の日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

2 施工実績

- (1) 実績と認められるものは、工事が完成し申請期限の日までに引き渡し完了しているものであること。
- (2) 複数の施工実績を合算する場合は、原則として、一体的な施設等として、連続した年度で別発注部

分が特命の随意契約であった場合に限り認められること。この場合、当該複数の諸元数値をもって施工実績とみなすことができること。

なお、一体的な施設の建設工事であること、又契約方式の確認等のために施工内容を確認する書類の提出を求める場合があること。

- (3) 実績については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国、地方公共団体その他建設業法施行令(昭和31年政令第237号)第27条の2で定める法人であるか、民間であるかは問わないこと。

3 配置予定技術者

- (1) 「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。

ア 一級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建設機械施工技士、技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

イ 一級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建築士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

ウ 一級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

エ 一級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

- (2) 「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

ア 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者証を有する者

イ 平成16年2月29日以前に監理技術者の講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

- (3) 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。

- (4) 配置予定技術者の工事経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間しか携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、著しく短期間の経験であれば認めないこと。

- (5) 配置予定技術者に一定の資格要件(例：一級〇〇技士)を設定している場合、「施工経験」時に当該

資格の保有は要件としていないこと。

- (6) 会社（業者）としての施工実績の要件と同等の工事経験を配置予定技術者の要件として設定している場合、「入札参加資格で求める施工実績」に記載した工事とは別の工事とも認められること。
- (7) 配置予定技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていない者を原則とすること。ただし、入札公告の対象工事の契約時までには当該技術者が専任で配置されている工事が完成し引き渡し完了する見通しにある場合はこの限りではないこと。
- (8) 配置予定技術者については、他の工事（国、県、市町村等発注工事を含む。）と重複して申請することができる。ただし、1名につき3件以上の工事を重複して申請することは認めないこと。したがって、入札公告の対象工事に配置予定技術者として申請した者と同一人を、他の工事の配置予定技術者として申請し、既に入札参加資格を付与されている場合、入札参加資格確認中の場合又は低入札価格調査制度に基づき落札決定保留中の工事の入札に参加した場合にあっては、その旨を申請書に記載すること。
- (9) 同一の技術者を重複して申請した場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。したがって、入札公告の対象工事の入札参加資格を付与された場合は、直ちに入札不参加の届出を行うこと。また、入札参加資格確認中の場合は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、町営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、不正又は不誠実な行為と認め、指名停止を行うことがあること。
- (10) 配置予定技術者は、病休・死亡・退職等合理的な理由があれば変更することができるが、変更する場合は現場代理人等変更通知書の写しに配置技術者調書（別紙）を添付して提出すること。なお、他の工事の請負者となったことをもって、入札公告対象工事の配置予定技術者の変更を行うことは認めないこと。
- (11) 建設業法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者は、配置予定技術者として申請できないこと。

4 特定共同企業体

- (1) 特定共同企業体（以下「JV」という。）名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。
- (2) 構成員名のつなぎ方は「・」を使用し、組織形態は略称とすること。

(株式会社→株) 例：〇〇建設(株)・(株)〇〇建設特定共同企業体)

- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認審査申請後、JVの構成員の一部について、入札参加資格が認められないものが含まれた場合は、次により再度入札参加資格の再申請を行うことができる。

ア 再申請を行うことができる場合

- (ア) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行った者が生じた場合
- (イ) 破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立てを行った者が含まれた場合
- (ウ) 措置基準に基づく指名停止措置又は文書警告を受けた者が含まれた場合
- (エ) 建設業法第3条第1項の規定による許可が失効した場合又は建設業法第28条第3項若しくは第5項に基づく営業の停止を対象工事に対応する業種について岩手県において命ぜられた者が含まれた場合

イ 再申請の手続

- (ア) 申請書締切日時以降にアに掲げる事由が発生した場合については、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格が認められない旨の通知が行われるが、当該通知書に定める日までの間に、アに掲げる事由を生じた者に代わる構成員を補充したうえで、入札参加資格の再申請を行うことができる。

ただし、アに掲げる事由以外の理由により入札参加資格が認められない旨の通知を受けているときは、この限りでない。

- (イ) 条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格があると認められたJVについて、開札までの間にアに掲げる事由が発生した場合については、入札参加資格は取消されるが、当該取消通知書に定める日までの間に、アに掲げる事由を生じた者に代わる構成員を補充したうえで、入札参加資格の再申請を行うことができる。

5 入札参加資格が認められない者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、公告を行った者に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年9月29日（火）の午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。以下同じ。）

イ 提出場所 公告で指定した申請書の提出先

ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)への回答は、入札日の前日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問については、公告で指定した契約担当課に対して書面（様式任意）により令和8年9月25日（金）の午後5時までに行うこと。回答については、照会先の契約担当課において回答書の張り出し等の方法により閲覧に供すること。なお一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

7 工事費内訳書

(1) 工事費内訳書（様式第7号）を入札と同時に提出すること。

(2) 工事費内訳書を提出できない場合は、入札に参加できないこと。

(3) 工事費内訳書と入札書の金額は一致させることとし、一致しない場合は失格として取り扱うものであること。

8 設計図書及び契約条項の閲覧

公告で指定した閲覧場所において、閲覧及び貸出しを行う。ただし、貸出しは1者当たり2時間とする。

9 契約成立要件

(1) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（総合評価値を取得しているものに限る。

以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。

イ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対応する業種について岩手県において命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者でないこと。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

エ 町から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

(2) 議会の議決を要する工事にあつて、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に仮契約の相手方が(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、仮契約を解除すること。

(3) 落札者であるＪＶの構成員の一部について、(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合においても、(1)及び(2)と同じ取扱いとするものであること。

10 その他

(1) 手続における交渉は無いこと。

(2) 提出された書類は返却しないこと。

(3) 提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とすること。

(4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。

(5) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。